

## 第2章 廃棄物の適正な処理・資源循環型社会の推進

### 第1節 一般廃棄物

#### 1 現 況

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造に加え、住民の都市型生活への指向は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その処理・処分に伴いダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難等の問題を引き起こしている。このような問題を解決するためには、これまでの廃棄物を効率よくかつ安全に処理・処分することから、ごみの排出をできるだけ抑制し、資源として有効利用できるものは極力再生利用する、新たな循環型処理システムへの転換が必要である。

我が国におけるダイオキシン類の排出は、そのほとんどを一般廃棄物の焼却施設が占めているといわれ、県では、対策が困難な小規模施設を、ダイオキシン類対策が可能な一定規模以上の全連続炉に集約することとし、平成10年3月「愛媛県ごみ処理広域化計画」（資料編11-1参照）を策定した。計画では、期間をおおむね10年間とし、県内を5ブロックに分けて集約化を進めることとしており、ブロック内の市町村ではブロック協議会等を設立し、過渡期の対応も含めて計画の推進を図っているところである。

一方、し尿や生活雑排水のいわゆる生活排水対策の推進も、身近な河川や海などの水質浄化を図るうえで重要な課題となっている。このため、し尿処理施設の高度処理を推し進めるとともに、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置整備事業等を推進している。合併処理浄化槽については、平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が原則として認められなくなったことから、今後さらに設置が進むことが期待されている。

県では、ごみの減量、リサイクルの推進についての市町村の積極的な取組指導と併せて、市町村が実施するダイオキシン類対策事業などに対して、技術的及び財政的援助を行うとともに、ごみ問題等に対する県民啓発を積極的に進めている。

#### (1) ごみ処理の状況

ごみ排出量の増加と処理困難物等への対応、資源化の推進等のため、積極的な施設整備を図っており、平成15年度末では、ごみ焼却施設25施設【ゴミ燃料化施設（RDF）2施設を含む】（能力1,965トン/日）（資料編11-2参照）、資源化施設であるリサイクルプラザ・センター5施設（98トン/日）などが整備されている。また、県人口の99.6%（1,500千人）について、ごみの収集処理が行われており、図2-10-1のとおり年間総排出量は約60.5万トンとなっている。そのうち、収集ごみ及び直接搬入ごみの73.7%が焼却施設で処理され、5.7%が埋立処分、約7.7万トンが資源化され、総排出量のリサイクル率は15.1%となっている。

#### (2) し尿処理の状況

し尿の処理は、し尿処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道により行われている（図2-10-2参照）。

汲み取りし尿人口は、約33万9千人で県人口の22.5%に相当する。また、し尿処理施設は24施設1,591kl/日が整備されている（資料編11-3参照）。

浄化槽は、約20万3千基が設置され、処理人口は約64万人であり、普及率は約42.5%である。

コミュニティ・プラントは、11施設で処理人口は約7.3千人であり、普及率は約0.5%である。

なお、施設整備事業の概要を表2-10-1に示す（一般廃棄物最終処分場の現況は資料編11-4参照）。

図2-10-1 ごみの排出及び処理状況（平成15年度速報値）

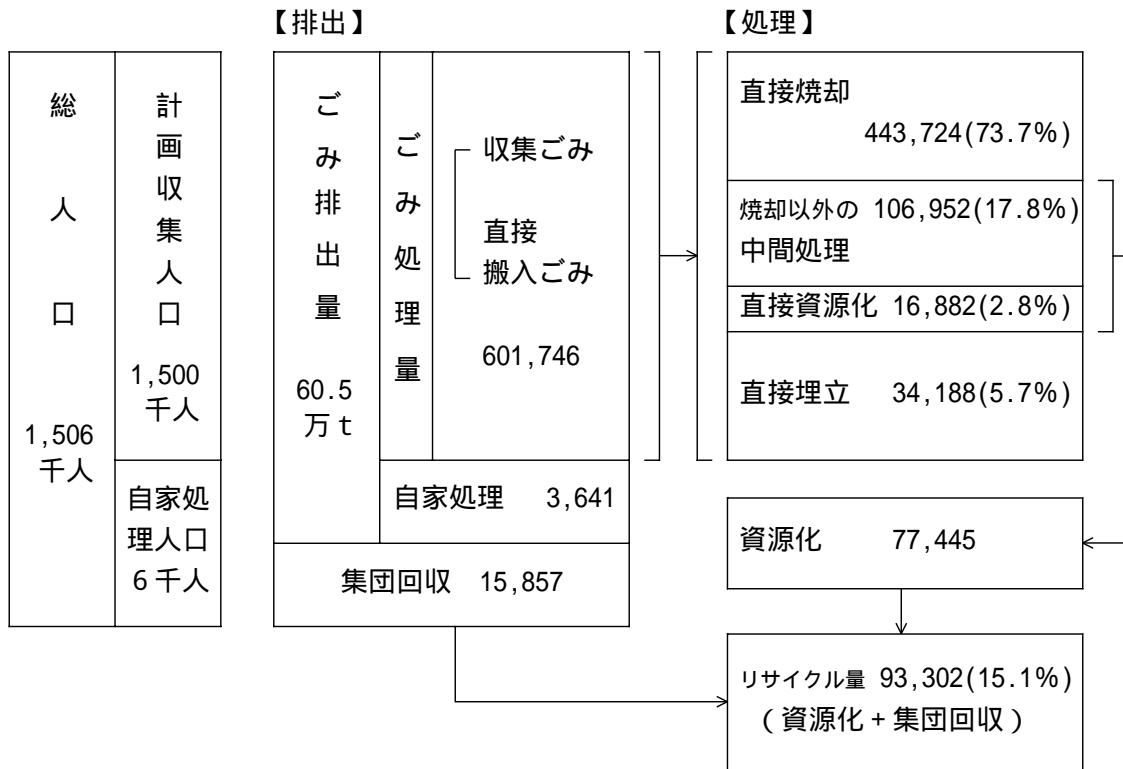


図2-10-2 し尿処理の状況（平成15年度速報値）

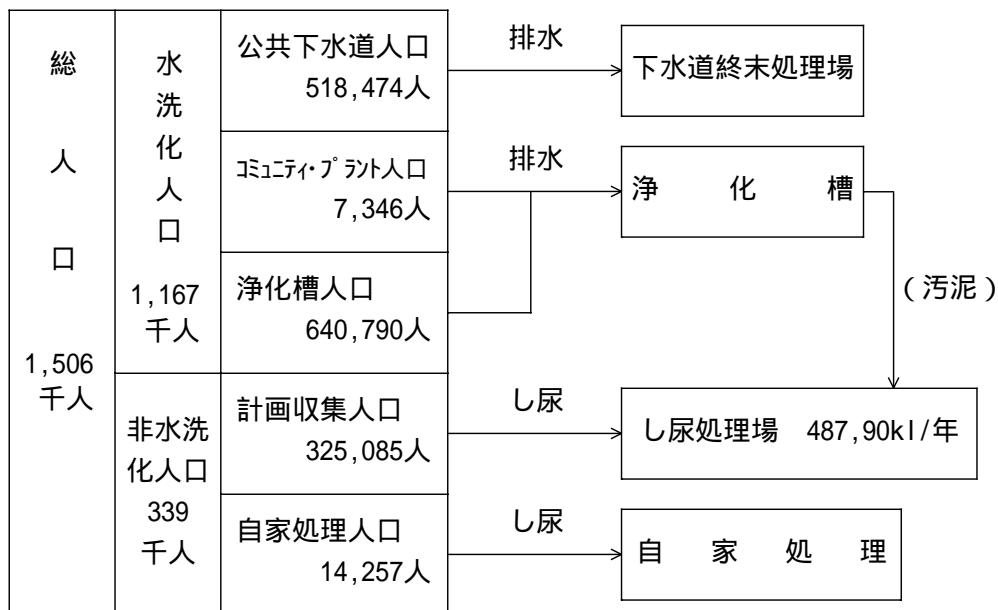


表 2 - 10 - 1 施設整備事業の概要（15年度事業）

事業名	箇所数	市町村名
リサイクル・センター	1箇所	中島町
合併処理浄化槽設置整備事業	50市町村 2,940基	新居浜市、野村町、城川町、川之江市 伊予三島市、土居町、小松町、宇和町、松野町 西条市、砥部町、明浜町、津島町、三間町 広見町、松山市、今治市、伊予市、菊間町 小田町、双海町、肱川町、五十崎町、宇和島市 大西町、重信町、内海村、大洲市、川内町 柳谷村、松前町、内子町、北条市、玉川町 三崎町、東予市、丹原町、河辺村、三瓶町 吉田町、城辺町、御荘町、新宮村、瀬戸町 一本松町、波方町、西海町、美川村、面河村 広田村
浄化槽市町村整備推進事業	5市町村 236基	中山町、八幡浜市、弓削町、久万町、日吉村

(3) 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

市町村が設置するごみ焼却施設については、ダイオキシン類排出量を削減するため、平成9年12月1日の廃棄物処理法令の改正により、施設の構造・維持管理基準が段階的に強化され、平成14年12月1日に完全施行された。この規制強化に対応するため、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村ごみ焼却施設のダイオキシン類対策を推進してきたところ、計画策定時点で38施設中、現在のダイオキシン類排出基準や構造基準に適合していた施設は6施設であったものが、新基準が完全施行された平成14年12月1日までに7施設が更新し、12施設が改造され、残りの13施設が近隣の市町村施設に集約化された結果、県内で発生するすべての家庭ごみは、新しい基準に適合した25の市町村施設で適正に処理されている。

平成8年度から始まったごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出実態調査の平成15年度結果では、ダイオキシン類排出濃度は、0.00～6.9ng/Nm<sup>3</sup>の範囲で、平均値は0.44ng/Nm<sup>3</sup>であり、平成8年度と比べ、平均値は40分の1に減少している(表2-10-2、資料編11-5参照)。

また、民間が設置する一般廃棄物の焼却施設3施設では、ダイオキシン類排出濃度は0.00～0.21ng/Nm<sup>3</sup>の範囲で平均値は0.10ng/Nm<sup>3</sup>であり、基準を超える施設はなかった(表2-10-2、資料編11-6参照)。

表 2 - 10 - 2 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出濃度

【市町村のごみ焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng/Nm <sup>3</sup> )	
		最小値～最大値	平均値
平成8年度	38(63)	0.20～73	18.0
平成9年度	37(62)	0.05～53	12.4
平成10年度	36(61)	0.09～48	8.9
平成11年度	36(61)	0.01～47	6.3
平成12年度	36(61)	0.01～51	5.44
平成13年度	34(58)	0.00～34	4.84
平成14年度	25(45)	0.00～8.4	0.73
平成15年度	25(45)	0.00～6.9	0.44

## 【民間が設置する焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng/Nm <sup>3</sup> )	
		最小値～最大値	平均 値
平成10年度	6( 7)	0.0024～58	9.8
平成11年度	6( 7)	0.014～14	2.1
平成12年度	6( 7)	0.01～24	3.52
平成13年度	6( 7)	0.12～6.7	1.99
平成14年度	3( 4)	0.00～0.69	0.32
平成15年度	3( 4)	0.00～0.21	0.10

## 2 対 策

一般廃棄物の処理は、これまでの大量の廃棄物をもっぱら焼却や埋立てによって処理するシステムを変更し、廃棄物を資源として捉え、資源の有効利用、環境への負荷の低減の観点から積極的にリサイクルを行う、資源循環型の処理体制への転換を図ることとしている。このため、これまでの大気汚染、水質汚濁等公害防止のための施設整備及び適切な維持管理の推進に加えて今後は、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、積極的なごみの減量化、リサイクルの推進を図りながら、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場等について広域的な整備を行うこととしている（資料編11 - 7参照）。

また、ごみ焼却施設は、将来的には、ダイオキシン類恒久対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約することとしており、現在、ブロック内の市町村は協議会などを設立し、広域化計画に基づく周辺施設との集約化について協議を進めているが、県としても、広域化計画の具体化に向けて必要に応じて市町村間の調整を行い、ダイオキシン類対策の施設整備に対する財政支援と併せダイオキシン類の排出削減を図っていくこととしている。

その他ごみ焼却にかかるダイオキシン類削減対策としては、県有の焼却施設の使用中止、学校での焼却炉の使用中止を行うとともに、市町村を通じ簡易小型焼却炉でのごみ焼却の抑制を図ってきたところであるが、平成13年4月からいわゆる野焼きが禁止されたことや、これまで規制の対象外であった簡易小型焼却炉にも平成14年12月からは構造基準が適用されることとなったことから、今後一層、安易な焼却をやめダイオキシン類対策の完備した市町村施設で処理するよう強力に指導を行っているところである。

## 第2節 産業廃棄物

### 1 現 況

産業廃棄物には、燃え殻、汚泥、廃油等19種類が定められており、その排出及び処理状況、処理施設の設置状況は次のとおりである。

#### (1) 発生・排出状況

平成12年度に実施した実態調査結果によると、平成11年度の産業廃棄物の発生量は9,800千トン、発生量から有価物などを除いた排出量は9,676千トンとなっている。

##### 業種別排出状況

業種別にみると、製造業が6,465千トン（排出量全体の67%）で最も多く、次いで、建設業が1,235千トン（同13%）、農業が1,138千トン（同12%）、電気・水道業が657千トン（同6%）、鉱業が117千トン（同1%）となっており、この5業種で全体の99%を占めている。

表2-10-3 業種別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
合 計	9,676	100
製 造 業	6,465	67
建 設 業	1,235	13
農 業	1,138	12
電気・水道業	657	6
鉱 業	117	1
そ の 他	64	1

##### 種類別排出状況

種類別にみると、汚泥が6,332千トン（排出量全体の65%）で最も多く、次いで、家畜ふん尿が1,136千トン（同12%）、がれき類が1,081千トン（同11%）、ばいじんが242千トン（同3%）、木くずが186千トン（同2%）、燃え殻が164千トン（同2%）となっており、この6業種で全体の95%を占めている。

表2-10-4 種類別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
合 計	9,676	100
汚 泥	6,332	65
家畜ふん尿	1,136	12
が れ き 類	1,081	11
ば い じ ん	242	3
木 く ず	186	2
燃 え 殻	164	2
そ の 他	535	5

#### 圏域別排出状況（農業・漁業を除く）

圏域別にみると、新居浜・西条圏が3,314千トン（排出量全体の39%）で最も多く、次いで、宇摩圏が2,991千トン（同35%）、松山圏が1,300千トン（同15%）、今治圏が366千トン（同4%）、八幡浜・大洲圏が347千トン（同4%）、宇和島圏が217千トン（同3%）となっている。

表 2 - 10 - 5 圏域別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
合 計	8,535	100
宇 摩 圏	2,991	35
新居浜・西条圏	3,314	39
今 治 圏	366	4
松 山 圏	1,300	15
八幡浜・大洲圏	347	4
宇 和 島 圏	217	3

#### (2) 処理・処分状況

県内で発生した産業廃棄物（9,800千トン）の発生から処理までの概要は図 2 - 10 - 3のとおりである。

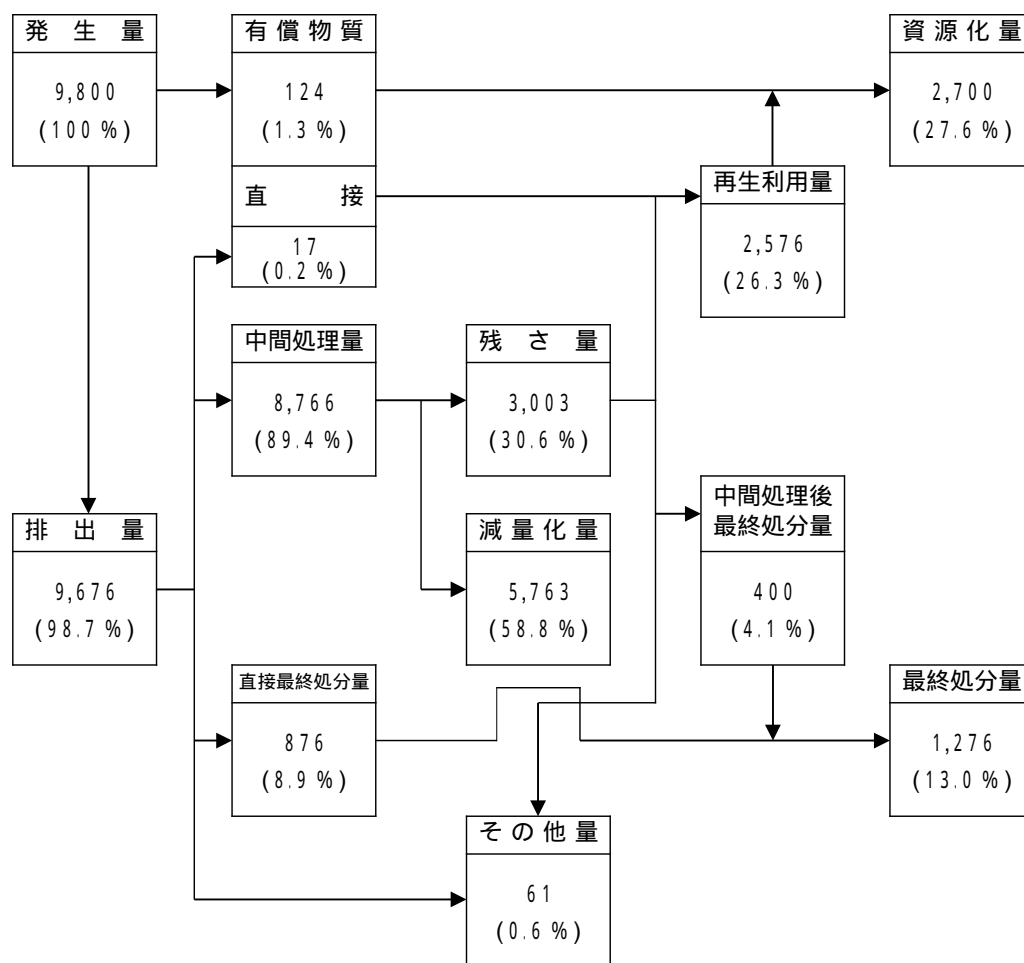
資源化状況を見ると、排出事業者自らが再生利用し、又は他人に有償で売却したものと、処理業者が中間処理後再生利用したもの等を含めた資源化量の合計は、2,700千トン（資源化率27.6%）となっている。

減量化状況を見ると、排出事業者自らが中間処理を行って減量したものと、自治体や処理業者が中間処理を行って減量したものを含めた減量化量の合計は、5,763千トン（減量化率58.8%）となっている。

最終処分状況を見ると、排出事業者自らが埋立処分したもの、自治体処理業者が未処理のまま最終処分したもの、さらに、自治体や処理業者が中間処理後に最終処分したものを含めた最終処分量の合計は、1,276千トン（最終処分率13.0%）となっている。

図2 - 10 - 3

(単位：千t/年)



注1) ( )は発生量に対する割合を示す。

### (3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の状況

他人の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成15年度末の産業廃棄物処理業の許可件数は、表2-10-6のとおり収集・運搬業が1,316業者で全体の87.3%を占めており、処分業が191業者となっている。

また、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は188業者で、その内訳は、表2-10-7のとおりとなっている。

表2-10-6 産業廃棄物処理業の許可状況

(平成16年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成14年度までの許可		1,192	184	1,376
平成15年度	新規許可	127	20	147
	更新許可	274	50	324
	変更許可	(47)	(18)	(65)
	廃止	3	13	16
累	計	1,316	191	1,507

表 2 - 10 - 7 特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

(平成16年3月31日現在)

		収集運搬業	処 分 業	計
平成14年度までの許可		155	11	166
平成15年度	新規許可	20	3	23
	更新許可	56	5	61
	変更許可	(8)	(0)	(8)
	廃 止	0	1	1
累 計		175	13	188

## (4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等17種類が産業廃棄物処理施設として定められており、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成15年度末の産業廃棄物処理施設は表2-10-8のとおり475施設となっており、その内訳は、中間処理施設427施設、最終処分場は48施設となっている。

表 2 - 10 - 8 産業廃棄物処理施設の許可状況

(平成16年3月31日現在)

施 設 の 区 分		許 可
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	253
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	5
	汚 泥 の 焼 却 施 設	13
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	2
	廃 油 の 焼 却 施 設	4
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	1
	廃 プラスチック類の破碎施設	3
	廃 プラスチック類の焼却施設	5
	木くず又はがれき類の破碎施設	124
	汚泥のコンクリート固形化施設	3
	シ ア ン の 分 解 施 設	1
上 記 以 外 の 焼 却 施 設	13	
最 終 処 分 場		48
合 計		475

## (5) 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況

特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況は、表2-10-9及び以下に示すとおりである。

平成12年度に実施した実態調査によると、平成11年度の排出量は6,413トンであり、種類別にみると感染性廃棄物が2,679トンで最も多く、全体の42%を占めている。次いで、廃酸が1,368トン(21%)、廃油が1,190トン(19%)、特定有害産業廃棄物が1,104トン(17%)、廃アルカリが72トン(1%)となっている。

業種別では、製造業が3,555トンと最も多く、全体の55%を占めており、次いで、医療業を中心としたサービス業が2,771トン(43%)となっており、この2業種で98%を占めている。



表2 - 10 - 9 種類別・業種別排出状況（平成11年度実態調査結果） （単位：トン/年）

種類 業種	合計	廃油 (引火点が 70未満)	廃酸 (PHが2.0 以下)	廃アルカリ (PHが12.5 以上)	感染性 産業廃棄物	特定有害 産業廃棄物
合計	6,413	1,190	1,368	72	2,679	1,104
鉱業	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)
建設業	47	2	-	-	-	45
製造業	3,555 ( 56)	1,158 ( 19)	1,362 ( 21)	56 ( 1)	1 ( 0)	978 ( 15)
電気・水道業	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)
運輸・通信業	16	-	-	16	-	-
卸・小売業	24 ( 0)	24 ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)	- ( 0)
サービス業	2,771 ( 43)	6 ( 0)	6 ( 0)	- ( 0)	2,678 ( 42)	81 ( 1)

注1 表中の「-」は、1kg未満を表す

2 ( )は、排出量の合計を100%とした構成比である。

#### (6) 不法投棄の現状

県内の1件当たり10トン以上（特別管理産業廃棄物については発生量に関係なし）の産業廃棄物の不法投棄は、平成13年度が12件、平成14年度が10件、平成15年度が20件で、中でも、建設系廃棄物の不法投棄が27件と目立っている。これらの原因としては、○事業者の遵法意識の欠如、○建設業界の過当競争によるダンピング受注、○最終処分料金の高騰などが考えられている。

また、不法投棄を巡っては、○軽油の密造に伴って排出される強酸性で処理が困難な硫酸ピッチの投棄、○産業廃棄物と断定し難い建設汚泥の投棄、○不法投棄実行者の特定の困難性などの問題に直面しており、今後、さらに悪質、広域化することが懸念されている。

## 2 対 策

産業廃棄物の最終処分場の逼迫や、ダイオキシン問題、不法投棄等の問題を踏まえ、平成12年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が大きく改正されたが、その後も悪質かつ巧妙な産業廃棄物の不適正処理が多発していることから、平成15年にも大規模な改正が行われ、不法投棄の未遂罪の適用、許可の取消しの義務化等がなされたことから、事業者及び処理業者等に対する法令講習会により周知徹底を図るとともに産業廃棄物の不適正処理の根絶を目指し、パトロール等の事業も継続実施した。

また、再利用・再資源化の促進など、産業廃棄物の適正処理を推進するための施策を講じるとともに、平成13年度に策定した「愛媛県産業廃棄物処理計画」の処理目標を達成するため、市町村や各種団体等に対し、周知を図った。

#### (1) 産業廃棄物処理業者研修

産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、優良産業廃棄物処理業者育成研修会を暫愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施した。

その概要は、表2 - 10 - 10のとおりである。

表2 - 10 - 10 研修会の開催状況

期 間	平成15年8月8日
場 所	松山市南堀端2 - 3リジェール松山
受 講 者	145名
講 義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理行政</li> <li>・環境ビジネスに関する概論</li> <li>・経営管理（経営、労務マーケティング）</li> </ul>

#### 法令講習会の開催

処理業者を対象に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の説明会を表2 - 10 - 11のとおり開催し、その周知徹底を行い資質の向上を図った。

表2 - 10 - 11 法令講習会開催状況

日 時	会 場（住 所）	参 加 者
平成15年10月16日（木） 13時30分～	宇和島地方局 宇和島市天神町7	71人
平成15年10月21日（火） 13時30分～	西条地方局 西条市喜多川796 - 1	85人
平成15年10月23日（木） 13時30分～	松山地方局 松山市北持田町132	151人
平成15年10月28日（火） 13時30分～	今治建設会館 今治市北宝来町2 - 3 - 17	45人
平成15年10月30日（木） 13時30分～	八幡浜地方局 八幡浜市北浜1 - 3 - 37	65人

## (2) 事業者、処理業者の監視・指導

### 産業廃棄物処理施設適正管理指導

#### ア 立入調査

最終処分場の施設の管理状況を監視・指導するため、立入調査を実施し、維持管理基準及び処理基準の遵守状況、維持管理記録簿の整備状況等の確認・指導を行った。

表2 - 10 - 12 最終処分場立入調査状況

所管保健所名	安定型処分場	管理型処分場
伊 予 三 島	-	2
新 居 浜	-	3
西 条 中 央	-	2
今 治 中 央	4	-
松 山 中 央	1	3
大 洲	13	1
八 幡 浜 中 央	5	-
宇 和 島 中 央	8	-
合 計	31	11

#### イ 最終処分場水質検査

県下の産業廃棄物最終処分場について、放流水や浸透水等の水質検査を実施した（資料編11 - 8参照）。

#### 管理型最終処分場

- ・検査施設数 7施設
- ・検査回数 3～6回
- ・検査項目 生活環境項目 水素イオン濃度等7項目  
有害物質 カドミウム等27項目

#### 安定型最終処分場

- ・検査施設数 31施設
- ・検査回数 1回
- ・検査項目 生活環境項目 COD又はBOD  
有害物質 カドミウム等23項目

#### 廃棄物焼却施設の立入調査

産業廃棄物焼却施設の構造基準、維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等への対応状況の確認及び指導のため、立入検査を行った（資料編11-9参照）。

- ・立入調査回数 年1回
- ・基準の遵守状況 全ての施設が基準に適合

表2-10-13 排ガスのダイオキシン類測定結果（平成15年度休止中の施設を除く。）

施設数	測定結果（ng/Nm <sup>3</sup> ）		
	最小値	最大値	平均値
32	<0.01	5.2	0.60

#### (3) 愛媛県廃棄物処理施設設置審査会の開催

法に基づき、廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場の設置許可に当たっては、専門的知識を有する者の意見を聴くことが必要であることから、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会を設置し、審査を行っている。（平成15年度は、付議議案がなかったため未開催）

#### (4) 不法投棄対策防止の強化

産業廃棄物の不法投棄や野焼き、不適正な土砂などの埋立てなどを防止し、快適な生活環境づくりを推進するためには、その早期発見と早期是正が必要であり、不法投棄防止意識の啓発と監視体制及び不法投棄物の処理体制の確立が重要である。

このため、県では、廃棄物の不法投棄防止対策として、「産業廃棄物監視指導機動班」を編成し、環境パトロールカーによる監視指導や、空からのヘリコプターによる監視を行うとともに、各地方局ごとに、警察、海上保安部、市町村等で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」を設置したり、法令講習会を開催するなど監視指導や意識啓発に努めている。

また、悪質、広域化する産業廃棄物の不法投棄事件等に迅速、的確に対応するため、県警との連携強化を図り、平成12年度から、廃棄物対策課に現職警察官を配置し、不法投棄監視体制の強化を図るとともに、不法投棄が業務時間外に行われていたケースを考慮し、夜間、休日における巡回監視を民間警備会社に委託して実施し、業務時間外の不法投棄の監視体制を強化した。

さらに、平成12年9月に、建設廃棄物のリサイクルを推進するため、「産業廃棄物再生利用業者指定制度」を創設するとともに、平成14年度からは警察OBを西条・松山・宇和島の3地方局に各1名配置し、不法投棄の未然防止、早期発見、早期是正に努めている。

地方局ごとに「不法投棄防止対策推進協議会」を設置し、次の事項に係る具体策を効果的に推進するため実施方法等の打合せを行った。

- ・不法投棄防止のための監視
- ・不法投棄防止に関する意識の啓発
- ・不法投棄物の処理
- ・その他、不法投棄防止のための具体策の推進

また、地域の実情に応じた不法投棄防止活動を迅速かつ的確に行うため、市町村及び関係機関等による合同パトロール、不法投棄物の撤去並びに広報誌による啓発等を実施した。

不法投棄等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するとともに、各中央保健所に配備した環境パトロールカーを使用し、住民からの苦情や通報にも迅速に対応した。

不適正処理の未然防止と早期発見により県民の生活環境の保全を図るため、平成12年度から各地方局単位で民間警備会社に委託し、平日夜間及び休日のパトロールを実施した。

- ・実施体制：2人1組
- ・実施日数：1,350人日（2人×5地方局×135日）
- ・実施結果：発見数49件

#### (5) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター

廃棄物の適正処理及び最終処分場の安定的・長期的な確保を図るため、平成5年9月、財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し、東・中・南予の地域特性に応じた処理施設を整備することとしている。

平成12年1月17日から、新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却溶融施設の操業を行っている。

操業に当たっては、排ガスについて連続的に測定を行うほか、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン等について定期的に調査し、環境法令等の基準を遵守している。

#### (団体の概要)

- ・所在地 松山市一番町四丁目4番地2
- ・設立 平成5年9月1日
- ・基本財産 1,000万円
- ・役員  
理事長 三木 輝久（愛媛県中小企業団体中央会会長、(社)愛媛県紙パルプ工業会会長）  
副理事長 佐藤 晃一（今治明德短期大学学長）  
専務理事 石川 勝行（愛媛県県民環境部長）  
その他理事 14名  
監事 2名

#### (東予事業所の概要)

- ・所在地 新居浜市磯浦町18番78号
- ・施設概要  
焼却・溶融施設  
スラグ排出型ロータリーキルン方式 24時間連続運転

・処理能力

焼却・溶融施設 100t/日 (50t/日 2系列)

破碎機 10t/日

汚泥乾燥機 53t/日

- ・処理物 感染性廃棄物、焼却灰、廃タイヤ、下水道汚泥、廃油、廃プラスチック類等  
(東予地区の市町村等から排出されたものに限る)

休養施設(研究研修施設を併設)

1階 入浴施設、休憩室 焼却・溶融施設の余熱利用

2階 多目的ホール、和会議室

研究研修施設

休憩室分析室 焼却・溶融施設2階 クリーンルーム、各種分析機器

会議室 管理棟2階、休養施設2階

### 第3節 資源循環型社会の推進

平成12年3月に策定した「えひめ循環型社会推進計画」に基づき、循環型社会構築のための各種の施策の推進に取り組んでいる。

#### 1 循環型社会形成推進の普及啓発

##### えひめ循環型社会推進会議の開催

「えひめ循環型社会推進計画」を推進していくため、えひめ循環型社会推進会議を開催し、推進方策について検討を行った。

- ・委員 関係団体の長から推薦のあった委員20名及び公募委員4名
- ・日時 平成15年8月25日(月)
- ・議題 循環型社会づくり推進フォーラムについて ほか

##### えひめ循環型社会推進計画評価委員会の開催

推進計画に沿って実施している各種施策の進捗状況についての点検と、今後の見直しも含めた検討を行うため、えひめ循環型社会推進計画評価委員会を開催し、意見を聴いた。

- ・委員 外部の学識経験者7名
- ・日時 平成15年11月14日(金)
- ・議題 えひめ循環型社会推進計画の進捗状況について ほか

##### ごみ減量・リサイクル推進週間及び月間における啓発

ごみ減量・リサイクル推進週間(5月30日～6月5日)、3R推進月間(10月)にあわせて、啓発ポスターを作成し、市町村等に配布した。

- ・規格等 B2判、4色カラー、各2,000部

##### 県・市町村循環型社会推進連絡会議の開催

県(保健所を含む。)と市町村間の連絡を密にし、循環型社会を構築するため、連絡会議を開催し、廃棄物の減量に向けた取組などについて意見交換を行った。

##### 循環型社会推進フォーラムの開催

循環型社会の形成に向け、県民の環境意識の醸成を目的として、県民が企画段階から参加するフォーラムを県下3箇所で開催した。

日 時	場 所	テ ー マ
平成15年10月19日(日)	県歴史文化博物館	生ごみの資源化・地域内循環システムを考える
平成15年10月26日(日)	重信町役場	容器包装ごみの減量・グリーン購入を考える
平成15年11月29日(土)	新居浜市市民文化センター	ごみの減量化を考える

#### 2 資源循環優良モデル認定制度の実施

優良なリサイクル製品、廃棄物の発生抑制や再資源化等に積極的に取り組み環境面や経済面で大きな成果をあげている事業所やリサイクル製品の需要拡大を実践している店舗等を選定・認定し、広く普及啓発をする「資源循環優良モデル認定制度」を実施し、認定一覧のパンフレットを作成し、市町村等へ配布した。

また、認定した製品、事業所等については、県の優良モデルであることを示すシンボルマークの使用（優良リサイクル製品は、シールの作成・包装等への印刷など）を認めるとともに、県でステッカー（優良循環型事業所・優良エコショップ用）を作成・配布した。

平成15年度認定状況（16.2.9認定証交付）

- ・優良リサイクル製品（6製品）
- ・優良循環型事業所（7事業所）
- ・優良エコショップ（3店舗）



### 3 エコタウン構想の推進

環境ビジネスを育成し循環型社会システムを構築するため、平成14年3月に取りまとめた「えひめエコランド構想」について、一層の具体化を図っていくため、関係事業者や関係機関との協議を行った。

「えひめエコランド構想」の概要（平成14年3月策定）

#### <基本コンセプト>

ゼロ・エミッションを目指した地域循環システムの構築  
新技術・新システムを用いた全国のモデルとなるリサイクル  
雇用の創出、地域活性化への貢献

#### <核となるハード事業の概要>

廃家電・OA機器等総合リサイクル事業  
建築廃材リサイクル事業  
生ごみバイオガス化事業  
ペットボトル以外のプラスチック・リサイクル事業

### 4 溶融スラグの有効利用

下水道汚泥やごみ焼却施設から発生する飛灰・焼却灰等を焼却・溶融することにより生じるスラグについては、12年度から廃棄物のリサイクルや海砂の代替等としての活用を検討しており、12年度は、加工処理を行うことによりアスファルト舗装用骨材として有効に活用できるとの結論を得た。13年度はこれに引き続き、コンクリート二次製品用骨材としての活用を検討した結果、溶融スラグは、インターロッキングブロック及びコンクリート平板用骨材として、環境安全性上及び物理強度試験上、再利用できるとの結論を得た。

また、14年度から2箇年にわたり、溶融スラグのゼオライト化について研究した結果、溶融スラグは酸による前処理とアルカリ処理を行うことで比較的良質のゼオライトに転換できることが確認され、環境安全性についても問題ないことが確認された。